入 札 説 明 書

原子力防災活動資機材消耗品の購入に係る一般競争入札の公告（平成２４年１２月１０日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当者

青森県知事　三村　申吾

２　一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

（１）青森県が取得する物品（以下「購入物品」という）

ア　名称及び数量

①警報付ポケット線量計	１８４台
②防護資機材セット（防護服不織布・ＥＶＡ、オーバーシューズ、手袋綿製・ゴム製、防護帽、靴下）	３，３４８個
③救急隊用感染防護衣	５６枚
④防護靴ゴム製	８９足
⑤使い捨て防護マスク１０個入り	３５３セット
⑥防護マスク全面マスク	８５個
⑦マスク用フィルター２個１組	３，５９２組
⑧防護用ゴーグル１０個入り	１セット
⑨プラスチック収納箱	１４個
⑩エプコテープ２０巻入り	３０セット
⑪大型ポリ袋６００枚入り	３０セット

イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（２）納入期限　　平成２５年３月１５日

（３）納入場所　　別紙仕様書のとおり

３　入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

ＴＥＬ　０１７－７３４－９０９９（担当　後谷（ごうたに））

ＦＡＸ　０１７－７３４－８０１６

４　技術的事項に関する問い合わせ先

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県環境生活部原子力安全対策課企画防災グループ

ＴＥＬ　０１７－７３４－９２５２（担当　鹿内）

ＦＡＸ　０１７－７３４－８０７１

５　入札・開札の日時及び場所

（１）日時　　平成２５年１月２３日　１４時３０分

（２）場所　　青森市長島一丁目１番１号

青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

６　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

７　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２）　平成２３年６月２９日青森県告示第５５９号（物品等の競争入札参加資格）又は平成２４年２月１日青森県告示第５９号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりＡの等級に格付された者であること。

（３）　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日付け青管第９１２号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

（４）　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

（５）　購入物品と同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

（６）　購入物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

８　資格の審査等

（１）　入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式１））に次に掲げる関係書類を添えて、平成２５年１月７日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、調書及び証明書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア　物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部

イ　調達物品の仕様に関する調書（別紙様式２）　２部

購入物品に要求する性能等が満たされていることが確認できる資料（カタログ等）を添付すること。

ウ　納入実績証明書（別紙様式３）　２部

購入物品のうち、警報付ポケット線量計と同等の類似品に関する過去５年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されているこ

と。）

エ　サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式４）　２部

購入物品のうち、警報付ポケット線量計に関するものとする。

（２）　（１）の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（３）　（１）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

９　入札価格等

（１）　入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

（２）　入札書（別紙様式５）の記載要領

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ　入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

10　入札書の提出方法等

（１）　委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式６）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

（２）　郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成２５年１月２３日入開札、入札件名　入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成２５年１月２２日１７時までに必着しなければならない。

（３）　電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

11　入開札の立会い等

（１）　入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

12　入札執行回数

原則として３回を限度とする。

13　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１５９条の規定による。

14　落札者の決定方法

（１）　青森県財務規則第１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15　再度入札等

（１）　開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

（２）　無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。

（３）　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときは、最低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

16　入札の無効

（１）　入札の参加資格のない者がした入札

（２）　同一の入札について二以上の入札をした者の入札

（３）　公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（４）　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

（５）　その他入札条件に違反した入札

17　入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第１５０条の９の規定により行う。

18　契約の締結

（１）　落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（２）　落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が７に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

19　検査

検査は、青森県財務規則第１６３条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

20　契約代金の支払方法

契約代金は、上記１９の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

21　その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第４条第８項を除く。）記載のとおりとする。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

担当者氏名　　㊞

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入　札　件　名　　原子力防災活動資機材消耗品の購入に係る一般競争入札
２　申請書の提出期限　　平成２５年１月７日
３　提出書類の名称及び提出部数
（１）物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部
（２）調達物品の仕様に関する調書　２部
（３）納入実績証明書　２部
（４）サービス・メンテナンス体制証明書　２部

（別紙様式２）

調達物品の仕様に関する調書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２４年１２月１０日付け公告）に係る当該調達物品の仕様は下記のとおりです。

記

１　入 札 件 名　　原子力防災活動資機材消耗品の購入に係る一般競争入札
２　入開札日時　　平成２５年1月２３日　１４時３０分
３　物品の仕様

品　　名	数量	メーカー・型式
警報付ポケット線量計	１８４台	
防護資機材セット	３，３４８個	
救急隊用感染防護衣	５６枚	
防護靴（ゴム製）	８９足	
使い捨て防護マスク（１０個入り）	３５３セット	
防護マスク（全面マスク）	８５個	
マスク用フィルター（２個１組）	３，５９２組	
防護用ゴーグル（１０個入り）	１セット	
プラスチック収納箱	１４個	
エプコテープ（２０巻入り）	３０セット	
大型ポリ袋（６００枚入り）	３０セット	

メーカー・型式については、別葉により記載してもかまわない。

４　添 付 書 類
購入物品に要求する性能等が満たされていることが確認できる資料（カタログ等）

（別紙様式３）

納 入 実 績 証 明 書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２４年１２月１０日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入　札　件　名　　原子力防災活動資機材消耗品の購入に係る一般競争入札

２　入 開 札 日 時　　平成２５年1月２３日　１４時３０分

３　購入物品のうち、警報付ポケット線量計に関する過去５年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

４　添付書類
契約書（写）その他

（別紙様式４）

サービス・メンテナンス体制証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２４年１２月１０日付け公告）に係る警報付ポケット線量計のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入　札　件　名　　原子力防災活動資機材消耗品の購入に係る一般競争入札
２　入 開 札 日 時　　平成２５年1月２３日　１４時３０分
３　点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去３年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

４　部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

（注）１　「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあっては２日を、一般部品にあっては５日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
２　「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

５　技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

（別紙様式５）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
委任代理人　　印

入　札　書

	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	円

（内訳）

番号	入　札　品　名	規　格	数量	単　価	金　　額
	○○○○○	○○○			○○○
	合　　計				○○○

備考　契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

（別紙様式６）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑

受任者　所在地又は住所

商号又は名称

職　氏　名

記

入札（見積り）件名　　原子力防災活動資機材消耗品の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日　　平成２５年１月２３日

入札（見積り）・開札場所　　青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所
受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
（１）　名　　称　　原子力防災活動資機材消耗品
（２）　形式・規格　　別紙仕様書のとおり
（３）　数　　量　　別紙仕様書のとおり
（４）　金　　額　　￥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）
（契約保証金）
第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条（B）　契約保証金は、免除する。
（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（１）　納入期限　　平成２５年３月１５日
（２）　納入場所　　別紙仕様書のとおり
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。
（売買物品の検査等）
第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

５　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年３．１パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

２　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２） その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条（Ａ） 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条（Ｂ） 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条 発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　㊞

発注者　　青森県知事　　三　村　申　吾　　印

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

１　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）
　　第２条(A)、第１０条(A)

２　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）
　　第２条(A)、第１０条(A)

３　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）
　　第２条(A)、第１０条(A)

４　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）
　　第２条(B)、第１０条(B)

原子力防災活動資機材消耗品仕様書（消耗品）

仕様書最終確認
鹿内

1　納入物品名

（1）警報付ポケット線量計　　１８４台

（2）防護資機材セット（防護服（不織布・EVA）、オーバーシューズ、手袋（綿製・ゴム製）、防護帽、靴下）

①　Ｌ　　７２１個

②　ＬＬ　　１，６５５個

③　３Ｌ　　９７２個

（3）救急隊用感染防護衣

①　Ｌ　　１４枚

②　ＬＬ　　４２枚

（4）防護靴（ゴム製）

①　26.0cm　　２１足

②　27.0cm　　４４足

③　28.0cm　　２４足

（5）使い捨て防護マスク（１０個入り）　３５３セット

（6）防護マスク（全面マスク）　８５個

（7）マスク用フィルター（２個１組）３，５９２組

（8）防護用ゴーグル（１０個入り）　１セット

（9）プラスチック収納箱　１４個

(10) エプコテープ（２０巻入り）　３０セット

(11) 大型ポリ袋（６００枚入り）　３０セット

2　仕様

（1）警報付ポケット線量計

性能：以下の性能を全て満たすこと

○製品規格

JIS Z 4312に規定する規格を満たすこと。

（但し右記は除外とする）警報レベルは本体で設定可能とする。

○測定線種

γ(X)線：40keV以上のγ線を測定できること。

○測定範囲

10Svまでの積算線量を測定できること。

○指示精度

10μSv～10Svの範囲で±10％以内

○線量率直線性

10μSv/h～1Sv/hの範囲で±２０％以内

○表示

放射線量が３桁以上で常時液晶表示できること。電池残量が表示できること。

○警報

積算線量、線量率、ON時間警報について予め設定することができること。いずれかの測定値が設定値以上になるとアラームが鳴ること。

また、アラーム設定値になる前に注意アラームを鳴らすことができること。

○防塵・防水

IP54に相当する防塵・防水機能を有すること。

○電源

屋外で持ち運びし、使用するため電池とする。

○電源寿命

約30日間程度連続で稼働すること。

○外形、重量

胸、もしくは腹部に装着でき、屋外での作業の障害となるようなコード等がないこと。

○使用温度範囲

－10℃～50℃

○納入添付品等

・JIS Z 4511に準じた校正を実施の上、校正証明書を校正の体系図とともに添付すること。

・日本語の取扱説明書を添付すること。

・１年間の保証期間を付けること。

（２）防護資機材セット（防護服（不織布・ＥＶＡ）、オーバーシューズ、手袋（綿製・ゴム製）、防護帽、靴下）

①　Ｌ　　７２１個

②　ＬＬ　　１，６５５個

③　３Ｌ　　９７２個

内容：以下の物品を一括してビニールバッグ等で圧縮包装したもの

なお、防護服２種及び綿製手袋の寸法以外の仕様は①・②及び③ともに共通とする

・防護服（不織布製）　　１枚

素材：ポリエチレン100％、不織布製

形状：カバーオール型（フード・ポケット付き）

規格：ＪＩＳ Ｚ 4809 適合品であること

色　：白

寸法：①・②・③それぞれ、以下のとおりのものとすること。

①ついてはＬサイズ

（胸囲：　100cm　・　着丈：170cm　程度）

②についてはＬＬサイズ

（胸囲：110cm・着丈：180cm　程度）

③については３Ｌサイズ

（胸囲：120cm・着丈：180cm　程度）

・防護服（ＥＶＡ製）　　１枚

素材：ＥＶＡ（エチレン酢酸ビニル共重合体樹脂）製

形状：アノラック型（上衣及びズボン　上衣にはフード付き）

色　：黄

寸法：①・②・③それぞれ、以下のとおりのものとすること。

①についてはＬサイズ

（上衣　着丈：80cm・胸囲：140cm・肩幅：72cm・袖丈：62cm程度）

（ズボン　腰囲：120cm・股上：55cm・股下：80cm・裾幅：27cm程度）

②についてはＬＬサイズ

（上衣　着丈：90cm・胸囲：142cm・肩幅：76cm・袖丈：62cm程度）

（ズボン　腰囲：122cm・股上：57cm・股下：83cm・裾幅：27cm程度）

③については３Ｌ（ＸＬ）サイズ

（上衣　着丈：93cm・胸囲：150cm・肩幅：80cm・袖丈：65cm程度）

（ズボン 腰囲：130cm・股上：66cm・股下：84cm・裾幅：28.5cm程度）

・防護帽　　１個

素材：綿製

寸法：頭まわり最大62cm程度で、紐等で調節できること

・手袋（綿製）　　１双

素材：綿製

形状：五指タイプ

寸法：①・②・③それぞれ、以下のとおりのものとすること。
①についてはＬサイズ
②・③についてはＬＬサイズ

・手袋（ゴム製　8.5インチ）　　１双
素材：天然ゴムラテックス製
形状：五指タイプ
寸法：全長280㎜以上、掌部幅108±7㎜、掌部厚さ0.2～0.35㎜程度

・オーバーシューズ　１足
素材：ＥＶＡ（エチレン酢酸ビニル共重合体樹脂）製
形状：ブーツ型（長靴をカバーできるもの）で、紐付きであること。また、靴底に当たる部分に滑り止めが付いていること。

・使い捨て靴下　　１足

（３）救急隊用感染防護衣
①　Ｌ　　１４枚
②　ＬＬ　　４２枚
素材：ポリプロピレン100％、不織布製
性能：以下のとおり
○人工血液バリア性能試験
・合格　（JIS-L-1912　ASTM1670）
・クラス６　合格　（JIS T 8060　D法）
○ウイルスバリア性能試験
・合格　（JIS-L-1912　ASTM1671）
・クラス６　合格　（JIS T 8061　D法）
寸法：Ｌ　（上衣　着丈：86cm・胸囲：128cm・肩幅：51cm・袖丈：63cm程度）
（ズボン　ウエスト：78～98cm・ヒップ：125cm程度・股下：85cm）
ＬＬ（上衣　着丈：89cm・胸囲：132cm・肩幅：53cm・袖丈：65cm程度）
（ズボン　ウエスト：86～106cm・ヒップ：135cm程度・股下：87cm）

（４）防護靴（ゴム製）
①　26.0cm　　２１足
②　27.0cm　　４４足
③　28.0cm　　２４足
素材：ゴム製で、除染しやすいよう表面処理加工を施していること。
形状：長靴タイプで、つま先に鋼製先芯が入っていること
色：黄色

（５）使い捨て防護マスク（１０個入り）３５３セット
重量：22ｇ以下
性能：以下の性能を全て満たすこと

○粒子捕集効率：95％以上
○吸気抵抗：50Ｐa以下　　排気抵抗：45Ｐa以下
○吸気抵抗上限値：210Ｐa以下
○使用限度時間：13時間
○労働安全衛生法等に基づく型式検定に合格したものであること。

（6）防護マスク（全面マスク）　　８５個
重量：390ｇ以下
形状：フード付き防護服に適合した形状であること
性能：以下の性能を全て満たすこと
○本県で所有する重松製作所株式会社製マスク用フィルター（ヨウ素・ダスト用）「CA-L4RI」が装着できること
○同時に納入するマスク用フィルター（ヨウ素・ダスト用）が装着できること。
○労働安全衛生法等に基づく型式検定に合格したものであること。
○吸気抵抗：160Ｐa以下　　排気抵抗：60Ｐa以下
○吸気抵抗上限値：350Ｐa以下

(7)マスク用フィルター（ヨウ素・ダスト用）２個１組　　３，５９２組
重量：110g以下
形状：ねじ込みタイプでΦ８０×６０程度であること。
性能：以下の性能を全て満たすこと
○本県で所有する重松製作所株式会社製防護マスク「GM-175D」及び同時に納入する防護マスクに装着できること
○労働安全衛生法等に基づく型式検定に合格したものであること。
○0.15～0.25μmの粒径のDOP粒子の捕集効率が99.9％以上であること。
○ガス濃度75ppm、流量15L/minのヨウ化メチルガスの破過時間が570分以上であること。
○使用期限が概ね５年程度あること。

（8）防護用ゴーグル（１０個入り）　　１セット
素材：ポリカーボネート（アイピース部）、ポリ塩化ビニル（フレーム部）
重量：110ｇ程度
○EN166適合品であること。

（9）プラスチック収納箱　　１４個
素材：ポリプロピレン製
形状：蓋付きで、折りたたみが可能であること
容量：75リットル程度であること
寸法：有効内寸がそれぞれ間口600㎜×奥行405㎜×高さ310㎜程度であること

(10) エプコテープ（２０巻入り）　　３０セット

素材：ポリエチレン製

形状：ポリエチレンクロスにアクリル樹脂系粘着剤を塗布したテープをロール状にしたものであること

寸法：幅50㎜程度、長さ50m程度であること

(11) 大型ポリ袋（６００枚入り）　　３０セット

素材：ポリエチレン製、透明

寸法：横900㎜程度、縦1000㎜、厚さ0.03㎜程度であること
９０リットル程度の容積を確保できること。

3　納入について

（1）納入場所及び数量　　「（別紙）消耗品納入場所及び数量」参照

（2）納入期限　　平成２５年３月１５日（金）

（3）納入に関する留意点

納入日時の調整を行う必要があることから、決定業者にあっては納入前に原子力安全対策課企画防災グループ鹿内主査に連絡すること。

（電話：０１７－７３４－９２５２）

（別紙）消耗品納入場所及び数量

No.	品名	仕様	個数	六ヶ所村	東通村	むつ市	横浜町	野辺地町	北部上北消防					下北消防		弘前消防本部	八戸消防本部	おいらせ消防	原子力センター	防災航空センター
									消防本部	野辺地消防署	平内消防署	横浜消防署	六ヶ所消防署	消防本部	東通消防署					
	警報付ポケット線量計		184		82	62	35	5												
	防護資機材セット（防護服（不織布・EVA）、オーバーシューズ、手袋（綿製・ゴム製）、使い捨て靴下、防護帽）	L	721	25	57	77	105	14	4	8	2	5	34	129	164	28	7	7	20	35
	〃	LL	1,655	125	287	385	105	14	20	40	10	25	170	130	165	28	8	8	100	35
	〃	3L	972	100	230	308	35	7	16	32	8	20	136						80	
	救急隊用感染防護衣	L	14											2		4	4	4		
	〃	LL	42							9			18	2	1	4	4	4		
	防護靴（ゴム製）	26cm	21			15	5	1												
	〃	27cm	44			31	10	2												1
	〃	28cm	24			16	5	2												1
	防護用ゴーグル		1														1			
	使い捨て防護マスク　　10個入		353			110	30	5	8	16	4	10	68	37	47	8				10
	防護マスク（全面マスク）		85			62	20									3				
	マスク用フィルター（ヨウ素・ダスト用）		3,592	350	574	770	245	35	8	112	28	70	476	259	329	56			280	
	大型ポリ袋（６００枚入り）	90L	30	2	3	6	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	1
	エプコテープ（２０巻入り）		30	2	3	6	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	1
	プラスチック収納箱		14			6	6	2												
	合　計		7,782	604	1,236	1,854	605	89	58	219	54	132	906	563	710	133	26	25	484	84

○納入先

六ケ所村役場	六ケ所村尾駮野附４７５
東通村役場	東通村砂子又沢内５－３４
むつ市役所	むつ市中央一丁目８－１
横浜町役場	横浜町寺下３５
野辺地町役場	野辺地町字野辺地１２３－１
北部上北広域事務組合　野辺地消防署	野辺地町田狭沢４０－９
北部上北広域事務組合　平内消防署	東津軽郡平内町小湊字小湊６３
北部上北広域事務組合　横浜消防署	上北郡横浜町字三保野１２７－１
北部上北広域事務組合　六ケ所消防署	六ケ所村尾駮野附５３６－２
下北地域広域行政事務組合　消防本部	むつ市小川町二丁目１４－１
下北地域広域行政事務組合　東通消防署	東通村砂子又沢内５－３５
弘前地区消防事務組合　消防本部	弘前市本町２－１
八戸地域広域行政事務組合　消防本部	八戸市内丸１－１－２
八戸地域広域行政事務組合　おいらせ消防署	おいらせ町黒坂谷地６－１４
原子力センター	六ケ所村大字倉内字笹崎４００－１
青森県　防災航空センター	青森市大谷山ノ内６－１２８